

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令	(イ) 第41条	特定認定長期優良住宅以外 (a) 新築されたもの (b) 建築後使用されたことのないもの
		特定認定長期優良住宅 (c) 新築されたもの (d) 建築後使用されたことのないもの
		認定低炭素住宅 (e) 新築されたもの (f) 建築後使用されたことのないもの
(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)		
(ハ) 第42条の2のうち、増築部分に係る抵当権設定登記		

の規定に基づき、下記の家屋 (年 月 日 { (ニ) 新築
(ホ) 取得
(ヘ) 増築 }) が
この規定に該当するものである旨を証明します。

年 月 日

広島県山県郡北広島町有田 1234 番地

北広島町長 箕野 博司

所有者 又は 取得者	住所			
	氏名			
住宅用家屋所在地				
家屋番号		建築後の利用	(1) 有 (2) 無	
建築年月日		年	月	日
取得年月日		年	月	日
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買	(2) 競落		
所有者・取得者の居住	(1) 入居済	(2) 入居予定	年	月 日
床面積	m ²			
用途		構造		
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火	(2) 低層集合住宅		